

平成 27 年 2 月 4 日

平成27年登米市議会定例会 2 月 定期議会 提案理由説明書

登 米 市 議 会

議員 番

本案は、議案第 5 号平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 14 号平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 11 億 8,204 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 462 億 7,526 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、認可保育所運営事業 2,217 万円、畜産総合振興対策事業 950 万円などを増額する一方、臨時福祉給付金支給事業 1 億 5,298 万円、緊急雇用対策事業 1 億 8,570 万円、道路新設改良事業 4 億 6,911 万円などを減額し、加えて減債基金積立金 2 億円、公共施設等維持補修基金積立金 2 億円を増額して計上しております。

歳入では、個人市民税の増などから市税を 2 億 5,414 万円増額する一方、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金 4 億 6,862 万円、緊急雇用創出事業補助金などの県支出金 2 億 2,245 万円、市債 7 億 1,070 万円を減額、加えて前年度繰越金 3 億 9,364 万円などを増額して計上しております。

また、繰越明許費 25 件、債務負担行為補正として追加 78 件、地方債補正として追加 3 件、廃止 5 件、変更 18 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で共同事業拠出金 5,566 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金 1,566 万円などの減額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で介護保険システム改修費 1,187 万円などの増額と債務負担行為補正として追加 1 件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 278 万円を計上しております。

下水道事業特別会計では、歳出で下水道施設整備費 2 億 4,796 万円などの減額と繰越明許費 2 件、債務負担行為補正として追加 3 件、地方債補正として変更 2 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で、土地取得特別会計への繰出金 258 万円と繰越明許費 1 件、債務負担行為 1 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、配給水施設整備事業 7 億 1,000 万円などの減額と継続費補正 1 件、債務負担行為補正として追加 6 件、企業債補正として変更 4 件を計上しております。

病院事業会計では、医業収益 5 億 1,925 万円、医業費用 2 億 1,813 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 6 件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益 1,768 万円、事業費用 610 万円を減額、債務負担行為補正として追加 1 件を計上しております。

議案第 15 号	平成 27 年度登米市一般会計予算
議案第 16 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 17 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 18 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 19 号	平成 27 年度登米市土地取得特別会計予算

議案第 20 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第 21 号	平成 27 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 22 号	平成 27 年度登米市水道事業会計予算
議案第 23 号	平成 27 年度登米市病院事業会計予算
議案第 24 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 25 号	登米市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
----------	----------------------------

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定により、登米市新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 26 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
----------	---

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として設置されることから、関係条例の整理を行うため、条例を制定するものであります。
(新旧対照表 9 ページ)

議案第 27 号	登米市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
----------	--

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、教育長の職務専念義務が追加されることから、教育長の職務専念義務の特例を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 28 号	登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
----------	------------------------------------

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、教育長の職務専念義務が追加されることから、教育長の勤務時間を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 29 号	登米市行政手続条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、処分及び行政指導に関する手続について改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 13 ページ）

議案第 30 号	登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------------

本案は、東和綱木集会所を主として利用している関係行政区に対して、無償譲渡を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 17 ページ）

議案第 31 号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、区長の報酬の見直し、結核対策委員会の廃止及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）の規定により登米市鳥獣被害対策実施隊を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 18 ページ）

議案第 32 号	登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

本案は、平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の給与改定に伴い、本市一般職の職員の給与について、国家公務員の給与改定の内容に準じて所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 21 ページ）

議案第 33 号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院勧告を受け、一般職の職員の取り扱いに準じ特別職の職員に寒冷地手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 44 ページ)

議案第 34 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、平成 27 年 5 月 29 日に施行されることに伴い、引用法律の題名改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 45 ページ)

議案第 35 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てることを目的とした登米市未来のまちづくり推進基金を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 46 ページ)

議案第 36 号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、中田 B & G 海洋センタープール及び米山 B & G 海洋センタープールを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 47 ページ)

議案第 37 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、老人福祉センター等保健福祉施設について、譲渡又は貸付の方法で民間活力による運営を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 49 ページ)

議案第 38 号	登米市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------------

本案は、乳幼児医療費の助成対象の年齢を、入院・通院ともに 15 歳に達する日の属する年度の末日まで拡大するとともに、保護者の所得状況により助成対象者とし不在規定を廃するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 55 ページ)

議案第 39 号	登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、登米市に居住する高齢者に対して、敬老祝金を支給し敬老の意を表しているものでありますが、近年の高齢社会に伴い敬老祝金受給資格者及び支給額の増加に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 59 ページ)

議案第 40 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、第 6 期介護保険事業計画期間中における要介護認定者数の推計及び介護給付や介護予防等の見込量の見直しに伴い、第 1 号被保険者の介護保険料を改定するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が平成 26 年 6 月 25 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、地域支援事業について実施時期を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 60 ページ)

議案第 41 号	登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------------------

本案は、登米市消防出張所整備事業計画に基づき移転整備を実施している登米市消防署東出張所の新築工事完了に伴い、平成 27 年 4 月 1 日に供用を開始するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 62 ページ)

議案第 42 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、老人福祉の増進を図る目的から、登米市立豊里老人保健施設の通所サービス事業の利用定員数を拡充するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 63 ページ)

議案第 43 号	登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------------

本案は、登米市ふるさと応援寄附金を財源として行う事業項目を見直すとともに、新たな寄附金の申込方法を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 64 ページ)

議案第 44 号	登米市こじか園条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、登米市こじか園を児童発達支援センターとし、現在実施している児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に加え、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を行うことにより、障害児及び保護者の支援強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 65 ページ)

議案第 45 号	財産の取得の変更について
----------	--------------

本案は、平成 26 年 12 月 10 日、平成 26 年第 4 回登米市議会定例会議案第 137 号をもって議決された、登米市迫町北方字大洞地内の大洞地区工業団地造成整備事業に要する土地を取得するにあたり、取得する財産の所在及び地積等を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号	財産の処分の変更について
----------	--------------

本案は、平成 26 年 9 月 11 日、平成 26 年第 3 回登米市議会定例会議案第 115 号をもって議決された、登米市迫町北方字川戸沼地内の土地を処分するにあたり、処分する財産の所在及び地積等を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 47 号	平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	-------------------------------

本案は、他会計負担金等をもって貸し付けた投資資産の将来の損失に備えるために計上する引当金により発生する損失を補てんするため、資本剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 48 号	指定管理者の指定について（迫デイサービスセンター）
----------	---------------------------

本案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、その管理を行わせる法人を指定するにあたり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 49 号	指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、東和地域福祉センター、石越福祉センター、米山総合保健福祉センター）
----------	--

本案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、その管理を行わせる法人を指定するにあたり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市職員定数条例の一部改正）

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 市長、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び消防署並びに公営企業の事務部に常時勤務する一般職の地方公務員（<u> </u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の定数については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 （略）	(趣旨) 第1条 市長、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び消防署並びに公営企業の事務部に常時勤務する一般職の地方公務員（<u>教育長、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。</u>）の定数については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 （略）

第2条関係（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案					現 行				
第1条～第4条（略） 別表（第2条、第4条関係）					第1条～第4条（略） 別表（第2条、第4条関係）				
名称	報酬		旅費	費用弁償	名称	報酬		旅費	費用弁償
	区分	金額				区分	金額		
	(略)					(略)			
教育委員会					教育委員会	委員長	月額	市長等旅費 適用	2,000円
	委員	月額	市長等旅費 適用	2,000円		委員	月額	市長等旅費 適用	2,000円
	(略)					(略)			

第3条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改 正 案		現 行	
第1条～第7条（略） 別表第1（第3条関係）		第1条～第7条（略） 別表第1（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	911,000円	市長	911,000円
副市長	734,000円	副市長	734,000円
教育長	604,000円		
病院事業管理者	585,000円（医師の場合にあっては、851,000円）	病院事業管理者	585,000円（医師の場合にあっては、851,000円）
別表第2（略）		別表第2（略）	

第4条関係（登米市議会委員会条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第20条（略） （出席説明の要求） 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、<u>農業委員会の会長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 第22条～第31条（略）	第1条～第20条（略） （出席説明の要求） 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、<u>農業委員会の会長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 第22条～第31条（略）

登米市行政手続条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条) 第 2 章 申請に対する処分 (第 5 条—第11条) 第 3 章 不利益処分 第 1 節 通則 (第12条—第14条) 第 2 節 聴聞 (第15条—第26条) 第 3 節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条) 第 4 章 行政指導 (第30条—<u>第35条</u>) 第 5 章 <u>処分等の求め</u> (第36条) 第 6 章 <u>届出</u> (第37条) 附則 第 1 条・第 2 条 (略) (適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第 5 章</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(6) (略) (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。)及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によって与えられる処分及び行政指導 (9)～(11) (略) 第 4 条～第32条 (略)	目次 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条) 第 2 章 申請に対する処分 (第 5 条—第11条) 第 3 章 不利益処分 第 1 節 通則 (第12条—第14条) 第 2 節 聴聞 (第15条—第26条) 第 3 節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条) 第 4 章 行政指導 (第30条—<u>第34条</u>) 第 5 章 <u>届出</u> (第35条) 附則 第 1 条・第 2 条 (略) (適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第 4 章</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(6) (略) (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。)及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によって与えられる処分及び行政指導 (9)～(11) (略) 第 4 条～第32条 (略)

(行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 3 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 4 (略) 第34条 (略) (行政指導の中止等の求め) 第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するとき、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 当該行政指導の内容 (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項	(行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 3 (略) 第34条 (略)
--	--

	(4) <u>前号の条項に規定する要件</u> (5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由</u> (6) <u>その他参考となる事項</u> 3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u> 第5章 <u>処分等の求め</u> 第36条 <u>何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためになされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u> 2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> (1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> (2) <u>法令に違反する事実の内容</u> (3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u> (4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u> (5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u> (6) <u>その他参考となる事項</u> 3 <u>当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u> 第6章 (略) 第37条 (略)
	第5章 (略) 第35条 (略)

附則第 2 項関係（登米市税条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 3 条 （略） （登米市行政手続条例の適用除外） 第 3 条の 2 （略） 2 条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（条例第 2 条第 6 号に規定する行政指導をいう。）については、条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。 第 4 条～第 156 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （略） （登米市行政手続条例の適用除外） 第 3 条の 2 （略） 2 条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、条例第 33 条第 2 項及び第 34 条の規定は、適用しない。 第 4 条～第 156 条 （略）

登米市東和多目的集会所施設条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)		第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
東和馬の足集会所	登米市東和町米川字馬ノ足40番地 1	東和馬の足集会所	登米市東和町米川字馬ノ足40番地 1
東和大沢・吉田コミュニティセン ター	登米市東和町米谷字新大沢96番地 1	東和大沢・吉田コミュニティセン ター	登米市東和町米谷字新大沢96番地 1
		東和綱木集会所	登米市東和町米川字東綱木212番 地
別表第2 (略)		別表第2 (略)	

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案						現行					
第1条～第4条（略） 別表（第2条、第4条関係）						第1条～第4条（略） 別表（第2条、第4条関係）					
名称		報酬		旅費	費用弁償	名称	報酬		旅費	費用弁償	
		区分	金額				区分	金額			
		(略)				(略)					
区長	月額	均等割	30,000円／区	職員旅 費適用	1,800円	区長	月額	均等割	職員旅 費適用	1,800円	
		世帯数割	250円／世帯					30世帯未満			25,000円
		世帯加算						30世帯以上			35,000円
		30世帯以上50世帯未満						世帯数割			240円／世帯
		5,000円									
		50世帯以上100世帯未満									
		6,000円									
		100世帯以上200世帯未 満	7,000円								
		200世帯以上300世帯未 満	8,000円								
		300世帯以上	9,000円								
		面積加算									
		0.5平方キロメートル以 上1.0平方キロメートル 未満	250円								
		1.0平方キロメートル以 上1.5平方キロメートル 未満	500円								

[illegible]

<u>登米市</u> <u>鳥獣被害対策</u> <u>実施隊</u>	<u>隊長</u>	<u>年額</u>	<u>16, 000円</u>	<u>職員旅費適用</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>副隊長</u>	<u>年額</u>	<u>15, 000円</u>	<u>職員旅費適用</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>分隊長</u>	<u>年額</u>	<u>14, 000円</u>	<u>職員旅費適用</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>隊員</u>	<u>年額</u>	<u>13, 000円</u>	<u>職員旅費適用</u>	<u>1, 800円</u>

登米市職員の給与に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条（略） （定義） 第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。</u> 2 （略） 第4条～第8条（略） （管理職手当） 第9条（略） 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員（以下「<u>管理監督職員</u>」という。）の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の35を超えてはならない。 3 （略） 第10条・第11条（略） （地域手当） 第11条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第1条・第2条（略） （定義） 第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。</u> 2 （略） 第4条～第8条（略） （管理職手当） 第9条（略） 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員（<u>管理職</u>）の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の35を超えてはならない。 3 （略） 第10条・第11条（略） （地域手当） 第11条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1 級地 <u>100分の20</u> (2) 2 級地 <u>100分の16</u> (3) 3 級地 <u>100分の15</u> (4) 4 級地 <u>100分の12</u> (5) 5 級地 <u>100分の10</u> (6) 6 級地 <u>100分の6</u> (7) 7 級地 <u>100分の3</u> 3 (略) 第11条の2の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち規則で定める職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 第11条の3～第11条の4 (略) (単身赴任手当) 第11条の5 (略) 2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。) が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額) とする。 第12条～第18条 (略) 第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 2 前項に規定する場合のほか、<u>管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時ま</u>	(1) 1 級地 <u>100分の18</u> (2) 2 級地 <u>100分の15</u> (3) 3 級地 <u>100分の12</u> (4) 4 級地 <u>100分の10</u> (5) 5 級地 <u>100分の6</u> (6) 6 級地 <u>100分の3</u> 3 (略) 第11条の2の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち規則で定める職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 第11条の3～第11条の4 (略) (単身赴任手当) 第11条の5 (略) 2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。) が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額) とする。 第12条～第18条 (略) 第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等<u>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>
--	--

での間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務に就いては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第19条～第20条 (略) (寒冷地手当) 第20条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、支給する。 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（規則で定めるものを除く。）にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合に該当する職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。 4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第21条 (略) (特定の職員についての適用除外) 第21条の2 第10条、第11条、第11条の2の2、第11条の3及び第20条の	2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務に就いては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第19条～第20条 (略) 第21条 (略) (特定の職員についての適用除外) 第21条の2 第10条、第11条、第11条の2の2、第11条の3及び第11条の
--	---

<u>2</u>の規定は、再任用職員及び短時間勤務職員には適用しない。 第22条 (略) (休職者の給与) 第23条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4～6 (略) (労務職員の給与の種類及び基準) 第23条の2 労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。 2～4 (略) 第24条 (略) 附 則 1～15 (略) 16 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定	<u>5</u>の規定は、再任用職員及び短時間勤務職員には適用しない。 第22条 (略) (休職者の給与) 第23条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4～6 (略) (労務職員の給与の種類及び基準) 第23条の2 労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。 2～4 (略) 第24条 (略) 附 則 1～15 (略) 16 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定
---	---

となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 (1)～(5) (略) 18～22 (略) 別表第1 (第4条関係) 行政職給料表									
となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 (1)～(5) (略) 18～22 (略) 別表第1 (第4条関係) 行政職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
再任 用職 員以 外の 職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	

<u>19</u>	<u>160,700</u>	<u>402,800</u>	<u>353,700</u>	<u>324,300</u>	<u>295,100</u>	<u>252,900</u>	<u>219,000</u>	<u>160,700</u>	<u>19</u>	<u>160,700</u>	<u>220,100</u>	<u>257,700</u>	<u>301,000</u>	<u>330,800</u>	<u>360,800</u>	<u>411,000</u>
<u>20</u>	<u>162,200</u>	<u>404,600</u>	<u>355,600</u>	<u>326,300</u>	<u>297,100</u>	<u>254,700</u>	<u>220,600</u>	<u>162,200</u>	<u>20</u>	<u>162,200</u>	<u>222,000</u>	<u>259,700</u>	<u>303,100</u>	<u>332,800</u>	<u>362,700</u>	<u>412,900</u>
<u>21</u>	<u>163,600</u>	<u>406,500</u>	<u>357,600</u>	<u>328,300</u>	<u>299,200</u>	<u>256,400</u>	<u>222,200</u>	<u>163,600</u>	<u>21</u>	<u>163,600</u>	<u>223,700</u>	<u>261,600</u>	<u>305,200</u>	<u>334,900</u>	<u>364,800</u>	<u>414,800</u>
<u>22</u>	<u>166,300</u>	<u>408,300</u>	<u>359,500</u>	<u>330,400</u>	<u>301,300</u>	<u>258,300</u>	<u>223,900</u>	<u>166,300</u>	<u>22</u>	<u>166,300</u>	<u>225,600</u>	<u>263,500</u>	<u>307,300</u>	<u>337,000</u>	<u>366,700</u>	<u>416,600</u>
<u>23</u>	<u>168,900</u>	<u>410,100</u>	<u>361,500</u>	<u>332,400</u>	<u>303,300</u>	<u>260,200</u>	<u>225,600</u>	<u>168,900</u>	<u>23</u>	<u>168,900</u>	<u>227,500</u>	<u>265,400</u>	<u>309,400</u>	<u>339,100</u>	<u>368,700</u>	<u>418,500</u>
<u>24</u>	<u>171,500</u>	<u>412,000</u>	<u>363,400</u>	<u>334,500</u>	<u>305,400</u>	<u>261,900</u>	<u>227,200</u>	<u>171,500</u>	<u>24</u>	<u>171,500</u>	<u>229,400</u>	<u>267,200</u>	<u>311,500</u>	<u>341,200</u>	<u>370,700</u>	<u>420,500</u>
<u>25</u>	<u>174,200</u>	<u>413,800</u>	<u>365,400</u>	<u>336,100</u>	<u>307,200</u>	<u>263,900</u>	<u>228,700</u>	<u>174,200</u>	<u>25</u>	<u>174,200</u>	<u>231,000</u>	<u>269,200</u>	<u>313,400</u>	<u>342,800</u>	<u>372,700</u>	<u>422,300</u>
<u>26</u>	<u>175,900</u>	<u>415,300</u>	<u>367,300</u>	<u>338,000</u>	<u>309,300</u>	<u>265,800</u>	<u>230,300</u>	<u>175,900</u>	<u>26</u>	<u>175,900</u>	<u>232,800</u>	<u>271,100</u>	<u>315,500</u>	<u>344,800</u>	<u>374,700</u>	<u>423,800</u>
<u>27</u>	<u>177,600</u>	<u>416,800</u>	<u>369,300</u>	<u>340,000</u>	<u>311,400</u>	<u>267,600</u>	<u>231,800</u>	<u>177,600</u>	<u>27</u>	<u>177,600</u>	<u>234,500</u>	<u>273,000</u>	<u>317,600</u>	<u>346,800</u>	<u>376,700</u>	<u>425,400</u>
<u>28</u>	<u>179,300</u>	<u>418,400</u>	<u>371,300</u>	<u>341,900</u>	<u>313,400</u>	<u>269,500</u>	<u>233,200</u>	<u>179,300</u>	<u>28</u>	<u>179,300</u>	<u>236,300</u>	<u>274,900</u>	<u>319,700</u>	<u>348,800</u>	<u>378,700</u>	<u>427,000</u>
<u>29</u>	<u>180,800</u>	<u>420,000</u>	<u>372,800</u>	<u>343,600</u>	<u>315,400</u>	<u>271,200</u>	<u>234,600</u>	<u>180,800</u>	<u>29</u>	<u>180,800</u>	<u>237,700</u>	<u>276,700</u>	<u>321,700</u>	<u>350,600</u>	<u>380,300</u>	<u>428,600</u>
<u>30</u>	<u>182,600</u>	<u>421,300</u>	<u>374,600</u>	<u>345,500</u>	<u>317,400</u>	<u>273,100</u>	<u>235,800</u>	<u>182,600</u>	<u>30</u>	<u>182,600</u>	<u>239,200</u>	<u>278,600</u>	<u>323,800</u>	<u>352,500</u>	<u>382,100</u>	<u>429,900</u>
<u>31</u>	<u>184,400</u>	<u>422,600</u>	<u>376,400</u>	<u>347,400</u>	<u>319,500</u>	<u>275,000</u>	<u>237,000</u>	<u>184,400</u>	<u>31</u>	<u>184,400</u>	<u>240,700</u>	<u>280,500</u>	<u>325,900</u>	<u>354,400</u>	<u>383,900</u>	<u>431,200</u>
<u>32</u>	<u>186,100</u>	<u>423,800</u>	<u>378,000</u>	<u>349,200</u>	<u>321,600</u>	<u>276,800</u>	<u>238,300</u>	<u>186,100</u>	<u>32</u>	<u>186,100</u>	<u>242,200</u>	<u>282,400</u>	<u>328,000</u>	<u>356,300</u>	<u>385,600</u>	<u>432,500</u>
<u>33</u>	<u>187,700</u>	<u>425,000</u>	<u>379,800</u>	<u>351,100</u>	<u>323,100</u>	<u>278,500</u>	<u>239,600</u>	<u>187,700</u>	<u>33</u>	<u>187,700</u>	<u>243,600</u>	<u>284,100</u>	<u>329,600</u>	<u>358,200</u>	<u>387,400</u>	<u>433,700</u>
<u>34</u>	<u>189,200</u>	<u>426,300</u>	<u>381,200</u>	<u>352,900</u>	<u>325,100</u>	<u>280,400</u>	<u>241,000</u>	<u>189,200</u>	<u>34</u>	<u>189,200</u>	<u>245,100</u>	<u>286,000</u>	<u>331,600</u>	<u>360,000</u>	<u>388,800</u>	<u>435,000</u>
<u>35</u>	<u>190,700</u>	<u>427,600</u>	<u>382,700</u>	<u>354,700</u>	<u>327,100</u>	<u>282,200</u>	<u>242,300</u>	<u>190,700</u>	<u>35</u>	<u>190,700</u>	<u>246,600</u>	<u>287,900</u>	<u>333,700</u>	<u>361,800</u>	<u>390,400</u>	<u>436,300</u>
<u>36</u>	<u>192,200</u>	<u>428,800</u>	<u>384,300</u>	<u>356,400</u>	<u>329,200</u>	<u>284,100</u>	<u>243,600</u>	<u>192,200</u>	<u>36</u>	<u>192,200</u>	<u>248,200</u>	<u>289,800</u>	<u>335,800</u>	<u>363,500</u>	<u>392,000</u>	<u>437,500</u>
<u>37</u>	<u>193,500</u>	<u>430,000</u>	<u>385,700</u>	<u>357,800</u>	<u>331,100</u>	<u>285,800</u>	<u>244,600</u>	<u>193,500</u>	<u>37</u>	<u>193,500</u>	<u>249,500</u>	<u>291,500</u>	<u>337,700</u>	<u>365,000</u>	<u>393,500</u>	<u>438,700</u>
<u>38</u>	<u>194,800</u>	<u>430,800</u>	<u>386,900</u>	<u>359,100</u>	<u>333,000</u>	<u>287,500</u>	<u>246,100</u>	<u>194,800</u>	<u>38</u>	<u>194,800</u>	<u>251,100</u>	<u>293,300</u>	<u>339,700</u>	<u>366,300</u>	<u>394,700</u>	<u>439,500</u>
<u>39</u>	<u>196,100</u>	<u>431,600</u>	<u>388,100</u>	<u>360,500</u>	<u>335,000</u>	<u>289,300</u>	<u>247,700</u>	<u>196,100</u>	<u>39</u>	<u>196,100</u>	<u>252,700</u>	<u>295,100</u>	<u>341,700</u>	<u>367,700</u>	<u>395,900</u>	<u>440,300</u>
<u>40</u>	<u>197,400</u>	<u>432,400</u>	<u>389,200</u>	<u>361,900</u>	<u>336,900</u>	<u>291,100</u>	<u>249,200</u>	<u>197,400</u>	<u>40</u>	<u>197,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,900</u>	<u>343,700</u>	<u>369,100</u>	<u>397,100</u>	<u>441,100</u>
<u>41</u>	<u>198,700</u>	<u>433,000</u>	<u>390,300</u>	<u>363,200</u>	<u>338,800</u>	<u>292,800</u>	<u>250,600</u>	<u>198,700</u>	<u>41</u>	<u>198,700</u>	<u>255,700</u>	<u>298,700</u>	<u>345,600</u>	<u>370,600</u>	<u>398,200</u>	<u>441,700</u>
<u>42</u>	<u>200,000</u>	<u>433,700</u>	<u>391,500</u>	<u>364,100</u>	<u>340,700</u>	<u>294,500</u>	<u>252,000</u>	<u>200,000</u>	<u>42</u>	<u>200,000</u>	<u>257,100</u>	<u>300,400</u>	<u>347,500</u>	<u>371,500</u>	<u>399,400</u>	<u>442,400</u>
<u>43</u>	<u>201,300</u>	<u>434,400</u>	<u>392,700</u>	<u>365,200</u>	<u>342,500</u>	<u>296,200</u>	<u>253,400</u>	<u>201,300</u>	<u>43</u>	<u>201,300</u>	<u>258,500</u>	<u>302,100</u>	<u>349,400</u>	<u>372,600</u>	<u>400,600</u>	<u>443,100</u>
<u>44</u>	<u>202,600</u>	<u>435,100</u>	<u>393,800</u>	<u>366,300</u>	<u>344,400</u>	<u>297,800</u>	<u>254,800</u>	<u>202,600</u>	<u>44</u>	<u>202,600</u>	<u>259,900</u>	<u>303,800</u>	<u>351,300</u>	<u>373,700</u>	<u>401,800</u>	<u>443,800</u>
<u>45</u>	<u>203,800</u>	<u>435,900</u>	<u>394,500</u>	<u>367,100</u>	<u>345,900</u>	<u>299,500</u>	<u>256,000</u>	<u>203,800</u>	<u>45</u>	<u>203,800</u>	<u>261,100</u>	<u>305,500</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,500</u>	<u>444,600</u>
<u>46</u>	<u>205,100</u>	<u>436,700</u>	<u>395,200</u>	<u>368,000</u>	<u>347,300</u>	<u>301,200</u>	<u>257,300</u>	<u>205,100</u>	<u>46</u>	<u>205,100</u>	<u>262,500</u>	<u>307,200</u>	<u>354,300</u>	<u>375,400</u>	<u>403,200</u>	<u>445,400</u>
<u>47</u>	<u>206,400</u>	<u>437,100</u>	<u>395,900</u>	<u>368,900</u>	<u>348,800</u>	<u>302,800</u>	<u>258,700</u>	<u>206,400</u>	<u>47</u>	<u>206,400</u>	<u>263,900</u>	<u>308,900</u>	<u>355,800</u>	<u>376,300</u>	<u>403,900</u>	<u>446,100</u>

<u>77</u>	<u>234, 400</u>	<u>287, 400</u>	<u>333, 200</u>	<u>371, 500</u>	<u>386, 600</u>	<u>405, 900</u>			<u>77</u>	<u>234, 400</u>	<u>293, 200</u>	<u>339, 900</u>	<u>379, 000</u>	<u>395, 400</u>	<u>422, 600</u>
<u>78</u>	<u>235, 200</u>	<u>287, 800</u>	<u>333, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>386, 900</u>	<u>406, 200</u>			<u>78</u>	<u>235, 200</u>	<u>293, 600</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 500</u>	<u>396, 100</u>	
<u>79</u>	<u>236, 000</u>	<u>288, 000</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>406, 500</u>			<u>79</u>	<u>236, 000</u>	<u>293, 800</u>	<u>340, 800</u>	<u>380, 100</u>	<u>396, 800</u>	
<u>80</u>	<u>236, 800</u>	<u>288, 400</u>	<u>334, 600</u>	<u>373, 100</u>	<u>387, 500</u>	<u>406, 700</u>			<u>80</u>	<u>236, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>341, 300</u>	<u>380, 600</u>	<u>397, 500</u>	
<u>81</u>	<u>237, 500</u>	<u>288, 600</u>	<u>335, 000</u>	<u>373, 600</u>	<u>387, 700</u>	<u>406, 900</u>			<u>81</u>	<u>237, 500</u>	<u>294, 400</u>	<u>341, 700</u>	<u>381, 100</u>	<u>398, 000</u>	
<u>82</u>	<u>238, 200</u>	<u>288, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>374, 200</u>	<u>388, 000</u>	<u>407, 200</u>			<u>82</u>	<u>238, 200</u>	<u>294, 600</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 700</u>	<u>398, 700</u>	
<u>83</u>	<u>238, 900</u>	<u>289, 200</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 700</u>	<u>388, 300</u>	<u>407, 500</u>			<u>83</u>	<u>238, 900</u>	<u>295, 000</u>	<u>342, 700</u>	<u>382, 300</u>	<u>399, 400</u>	
<u>84</u>	<u>239, 600</u>	<u>289, 500</u>	<u>336, 500</u>	<u>375, 000</u>	<u>388, 500</u>	<u>407, 700</u>			<u>84</u>	<u>239, 600</u>	<u>295, 300</u>	<u>343, 200</u>	<u>382, 700</u>	<u>400, 100</u>	
<u>85</u>	<u>240, 300</u>	<u>289, 800</u>	<u>336, 800</u>	<u>375, 400</u>	<u>388, 700</u>	<u>407, 900</u>			<u>85</u>	<u>240, 300</u>	<u>295, 600</u>	<u>343, 600</u>	<u>383, 300</u>	<u>400, 600</u>	
<u>86</u>	<u>241, 000</u>	<u>290, 100</u>	<u>337, 200</u>	<u>375, 900</u>	<u>389, 000</u>				<u>86</u>	<u>241, 000</u>	<u>295, 900</u>	<u>344, 000</u>	<u>383, 900</u>		
<u>87</u>	<u>241, 700</u>	<u>290, 400</u>	<u>337, 700</u>	<u>376, 300</u>	<u>389, 300</u>				<u>87</u>	<u>241, 700</u>	<u>296, 200</u>	<u>344, 500</u>	<u>384, 500</u>		
<u>88</u>	<u>242, 400</u>	<u>290, 800</u>	<u>338, 100</u>	<u>376, 700</u>	<u>389, 500</u>				<u>88</u>	<u>242, 400</u>	<u>296, 600</u>	<u>344, 900</u>	<u>385, 100</u>		
<u>89</u>	<u>243, 100</u>	<u>291, 100</u>	<u>338, 400</u>	<u>377, 100</u>	<u>389, 700</u>				<u>89</u>	<u>243, 100</u>	<u>296, 900</u>	<u>345, 200</u>	<u>385, 800</u>		
<u>90</u>	<u>243, 600</u>	<u>291, 500</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 600</u>	<u>390, 000</u>				<u>90</u>	<u>243, 600</u>	<u>297, 300</u>	<u>345, 600</u>	<u>386, 400</u>		
<u>91</u>	<u>244, 100</u>	<u>291, 800</u>	<u>339, 300</u>	<u>378, 000</u>	<u>390, 300</u>				<u>91</u>	<u>244, 100</u>	<u>297, 700</u>	<u>346, 100</u>	<u>387, 000</u>		
<u>92</u>	<u>244, 600</u>	<u>292, 200</u>	<u>339, 700</u>	<u>378, 400</u>	<u>390, 500</u>				<u>92</u>	<u>244, 600</u>	<u>298, 100</u>	<u>346, 500</u>	<u>387, 600</u>		
<u>93</u>	<u>244, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>339, 900</u>	<u>378, 700</u>	<u>390, 700</u>				<u>93</u>	<u>244, 900</u>	<u>298, 200</u>	<u>346, 700</u>	<u>388, 300</u>		
<u>94</u>		<u>292, 500</u>	<u>340, 300</u>						<u>94</u>		<u>298, 500</u>	<u>347, 100</u>			
<u>95</u>		<u>292, 900</u>	<u>340, 800</u>						<u>95</u>		<u>298, 900</u>	<u>347, 600</u>			
<u>96</u>		<u>293, 300</u>	<u>341, 200</u>						<u>96</u>		<u>299, 300</u>	<u>348, 000</u>			
<u>97</u>		<u>293, 500</u>	<u>341, 300</u>						<u>97</u>		<u>299, 500</u>	<u>348, 100</u>			
<u>98</u>		<u>293, 800</u>	<u>341, 800</u>						<u>98</u>		<u>299, 800</u>	<u>348, 600</u>			
<u>99</u>		<u>294, 200</u>	<u>342, 200</u>						<u>99</u>		<u>300, 200</u>	<u>349, 100</u>			
<u>100</u>		<u>294, 600</u>	<u>342, 500</u>						<u>100</u>		<u>300, 600</u>	<u>349, 400</u>			
<u>101</u>		<u>294, 800</u>	<u>342, 800</u>						<u>101</u>		<u>300, 800</u>	<u>349, 700</u>			
<u>102</u>		<u>295, 100</u>	<u>343, 200</u>						<u>102</u>		<u>301, 100</u>	<u>350, 100</u>			
<u>103</u>		<u>295, 500</u>	<u>343, 600</u>						<u>103</u>		<u>301, 500</u>	<u>350, 500</u>			
<u>104</u>		<u>295, 800</u>	<u>344, 000</u>						<u>104</u>		<u>301, 800</u>	<u>350, 900</u>			
<u>105</u>		<u>296, 000</u>	<u>344, 500</u>						<u>105</u>		<u>302, 000</u>	<u>351, 400</u>			

– 29 –

	再任 用職 員以 外の 職員	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800

<u>85</u>	<u>240,300</u>	<u>289,800</u>	<u>336,800</u>	<u>375,400</u>	<u>388,700</u>	<u>407,900</u>			<u>85</u>	<u>240,300</u>	<u>295,600</u>	<u>343,600</u>	<u>383,300</u>	<u>400,600</u>
<u>86</u>	<u>241,000</u>	<u>290,100</u>	<u>337,200</u>	<u>375,900</u>	<u>389,000</u>				<u>86</u>	<u>241,000</u>	<u>295,900</u>	<u>344,000</u>	<u>383,900</u>	
<u>87</u>	<u>241,700</u>	<u>290,400</u>	<u>337,700</u>	<u>376,300</u>	<u>389,300</u>				<u>87</u>	<u>241,700</u>	<u>296,200</u>	<u>344,500</u>	<u>384,500</u>	
<u>88</u>	<u>242,400</u>	<u>290,800</u>	<u>338,100</u>	<u>376,700</u>	<u>389,500</u>				<u>88</u>	<u>242,400</u>	<u>296,600</u>	<u>344,900</u>	<u>385,100</u>	
<u>89</u>	<u>243,100</u>	<u>291,100</u>	<u>338,400</u>	<u>377,100</u>	<u>389,700</u>				<u>89</u>	<u>243,100</u>	<u>296,900</u>	<u>345,200</u>	<u>385,800</u>	
<u>90</u>	<u>243,600</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,600</u>	<u>390,000</u>				<u>90</u>	<u>243,600</u>	<u>297,300</u>	<u>345,600</u>	<u>386,400</u>	
<u>91</u>	<u>244,100</u>	<u>291,800</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>390,300</u>				<u>91</u>	<u>244,100</u>	<u>297,700</u>	<u>346,100</u>	<u>387,000</u>	
<u>92</u>	<u>244,600</u>	<u>292,200</u>	<u>339,700</u>	<u>378,400</u>	<u>390,500</u>				<u>92</u>	<u>244,600</u>	<u>298,100</u>	<u>346,500</u>	<u>387,600</u>	
<u>93</u>	<u>244,900</u>	<u>292,300</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>390,700</u>				<u>93</u>	<u>244,900</u>	<u>298,200</u>	<u>346,700</u>	<u>388,300</u>	
<u>94</u>		<u>292,500</u>	<u>340,300</u>						<u>94</u>		<u>298,500</u>	<u>347,100</u>		
<u>95</u>		<u>292,900</u>	<u>340,800</u>						<u>95</u>		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>		
<u>96</u>		<u>293,300</u>	<u>341,200</u>						<u>96</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>		
<u>97</u>		<u>293,500</u>	<u>341,300</u>						<u>97</u>		<u>299,500</u>	<u>348,100</u>		
<u>98</u>		<u>293,800</u>	<u>341,800</u>						<u>98</u>		<u>299,800</u>	<u>348,600</u>		
<u>99</u>		<u>294,200</u>	<u>342,200</u>						<u>99</u>		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>		
<u>100</u>		<u>294,600</u>	<u>342,500</u>						<u>100</u>		<u>300,600</u>	<u>349,400</u>		
<u>101</u>		<u>294,800</u>	<u>342,800</u>						<u>101</u>		<u>300,800</u>	<u>349,700</u>		
<u>102</u>		<u>295,100</u>	<u>343,200</u>						<u>102</u>		<u>301,100</u>	<u>350,100</u>		
<u>103</u>		<u>295,500</u>	<u>343,600</u>						<u>103</u>		<u>301,500</u>	<u>350,500</u>		
<u>104</u>		<u>295,800</u>	<u>344,000</u>						<u>104</u>		<u>301,800</u>	<u>350,900</u>		
<u>105</u>		<u>296,000</u>	<u>344,500</u>						<u>105</u>		<u>302,000</u>	<u>351,400</u>		
<u>106</u>		<u>296,300</u>	<u>344,900</u>						<u>106</u>		<u>302,300</u>	<u>351,800</u>		
<u>107</u>		<u>296,700</u>	<u>345,300</u>						<u>107</u>		<u>302,700</u>	<u>352,200</u>		
<u>108</u>		<u>297,000</u>	<u>345,700</u>						<u>108</u>		<u>303,000</u>	<u>352,600</u>		
<u>109</u>		<u>297,200</u>	<u>346,200</u>						<u>109</u>		<u>303,200</u>	<u>353,100</u>		
<u>110</u>		<u>297,600</u>	<u>346,600</u>						<u>110</u>		<u>303,600</u>	<u>353,500</u>		
<u>111</u>		<u>298,000</u>	<u>346,900</u>						<u>111</u>		<u>304,000</u>	<u>353,900</u>		
<u>112</u>		<u>298,300</u>	<u>347,200</u>						<u>112</u>		<u>304,300</u>	<u>354,200</u>		
<u>113</u>		<u>298,400</u>	<u>347,700</u>						<u>113</u>		<u>304,400</u>	<u>354,700</u>		

	<u>114</u>	<u>298,700</u>						
	<u>115</u>	<u>299,000</u>						
	<u>116</u>	<u>299,400</u>						
	<u>117</u>	<u>299,600</u>						
	<u>118</u>	<u>299,800</u>						
	<u>119</u>	<u>300,100</u>						
	<u>120</u>	<u>300,400</u>						
	<u>121</u>	<u>300,800</u>						
	<u>122</u>	<u>301,000</u>						
	<u>123</u>	<u>301,300</u>						
	<u>124</u>	<u>301,600</u>						
	<u>125</u>	<u>301,900</u>						
<u>再任</u>		<u>185,400</u>	<u>212,900</u>	<u>252,900</u>	<u>272,300</u>	<u>287,400</u>	<u>312,800</u>	<u>354,500</u>
<u>用職</u>								
<u>員</u>								

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア（略）

イ 医療職給料表(3)

<u>職員の区分</u>	<u>職務の級の 号俸</u>		<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>
			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
<u>再任</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>用職</u>	<u>1</u>		<u>155,600</u>	<u>182,900</u>	<u>231,400</u>	<u>254,800</u>	<u>281,500</u>	<u>326,900</u>
<u>員以</u>	<u>2</u>		<u>157,000</u>	<u>185,000</u>	<u>233,200</u>	<u>255,800</u>	<u>283,400</u>	<u>329,100</u>
<u>外</u>	<u>3</u>		<u>158,500</u>	<u>187,100</u>	<u>235,000</u>	<u>256,800</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>
<u>の</u>	<u>4</u>		<u>159,900</u>	<u>189,200</u>	<u>236,800</u>	<u>257,900</u>	<u>287,400</u>	<u>333,400</u>
<u>職員</u>	<u>5</u>		<u>161,300</u>	<u>191,300</u>	<u>238,200</u>	<u>258,900</u>	<u>289,200</u>	<u>335,600</u>

	<u>114</u>	<u>304,700</u>						
	<u>115</u>	<u>305,000</u>						
	<u>116</u>	<u>305,400</u>						
	<u>117</u>	<u>305,600</u>						
	<u>118</u>	<u>305,800</u>						
	<u>119</u>	<u>306,100</u>						
	<u>120</u>	<u>306,400</u>						
	<u>121</u>	<u>306,800</u>						
	<u>122</u>	<u>307,000</u>						
	<u>123</u>	<u>307,300</u>						
	<u>124</u>	<u>307,600</u>						
	<u>125</u>	<u>308,000</u>						
<u>再任</u>		<u>185,800</u>	<u>213,400</u>	<u>257,600</u>	<u>277,800</u>	<u>293,200</u>	<u>319,100</u>	<u>361,600</u>
<u>用職</u>								
<u>員</u>								

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア（略）

イ 医療職給料表(3)

<u>職員の区分</u>	<u>職務の級の 号俸</u>		<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>
			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
<u>再任</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>用職</u>	<u>1</u>		<u>155,600</u>	<u>182,900</u>	<u>231,400</u>	<u>256,600</u>	<u>287,200</u>	<u>333,500</u>
<u>員以</u>	<u>2</u>		<u>157,000</u>	<u>185,000</u>	<u>233,200</u>	<u>257,800</u>	<u>289,200</u>	<u>335,700</u>
<u>外</u>	<u>3</u>		<u>158,500</u>	<u>187,100</u>	<u>235,000</u>	<u>259,100</u>	<u>291,200</u>	<u>337,900</u>
<u>の</u>	<u>4</u>		<u>159,900</u>	<u>189,200</u>	<u>236,800</u>	<u>260,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>
<u>職員</u>	<u>5</u>		<u>161,300</u>	<u>191,300</u>	<u>238,400</u>	<u>261,500</u>	<u>295,000</u>	<u>342,300</u>

[illegible]

////////	////////
6 級	1 (略) 2 本庁の総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
(略)	(略)
イ～エ (略)	

////////	////////
6 級	1 (略) 2 重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
(略)	(略)
イ～エ (略)	

第2条関係（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条（略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 第5条・第6条（略） （企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類） 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。 第8条（略）	第1条～第3条（略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 第5条・第6条（略） （企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類） 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。 第8条（略）

第3条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）		改 正 案	現 行																																																
第1条～第5条（略） （給与に関する特例）		第1条～第5条（略） （給与に関する特例）	第1条～第5条（略） （給与に関する特例）																																																
第6条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。		第6条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	第6条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																																																
<table><tr><th>号俵</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>370,000</td></tr><tr><td>2</td><td>418,000</td></tr><tr><td>3</td><td>470,000</td></tr><tr><td>4</td><td>531,000</td></tr><tr><td>5</td><td>606,000</td></tr><tr><td>6</td><td>708,000</td></tr><tr><td>7</td><td>828,000</td></tr></table>		号俵	給料月額	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	6	708,000	7	828,000	<table><tr><th>号俵</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>377,000</td></tr><tr><td>2</td><td>426,000</td></tr><tr><td>3</td><td>479,000</td></tr><tr><td>4</td><td>542,000</td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></table>	号俵	給料月額	1	377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000	<table><tr><th>号俵</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>377,000</td></tr><tr><td>2</td><td>426,000</td></tr><tr><td>3</td><td>479,000</td></tr><tr><td>4</td><td>542,000</td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></table>	号俵	給料月額	1	377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号俵	給料月額																																																		
1	370,000																																																		
2	418,000																																																		
3	470,000																																																		
4	531,000																																																		
5	606,000																																																		
6	708,000																																																		
7	828,000																																																		
号俵	給料月額																																																		
1	377,000																																																		
2	426,000																																																		
3	479,000																																																		
4	542,000																																																		
5	618,000																																																		
6	722,000																																																		
7	845,000																																																		
号俵	給料月額																																																		
1	377,000																																																		
2	426,000																																																		
3	479,000																																																		
4	542,000																																																		
5	618,000																																																		
6	722,000																																																		
7	845,000																																																		
2～5（略）		2～5（略）	2～5（略）																																																
第7条～第10条（略）		第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）																																																

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (給与の種類) 第2条 市長等の受ける給与は、給料、通勤手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>とする。 2 (略) 第3条 (略) (手当等の額等) 第4条 <u>通勤手当、期末手当及び寒冷地手当</u>の額は、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とする。 2・3 (略) 第5条～第7条 (略) 別表第1・別表第2 (略)	第1条 (略) (給与の種類) 第2条 市長等の受ける給与は、給料、通勤手当及び<u>期末手当</u>とする。 2 (略) 第3条 (略) (手当等の額等) 第4条 <u>通勤手当及び期末手当</u>の額は、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とする。 2・3 (略) 第5条～第7条 (略) 別表第1・別表第2 (略)

改正案		現行	
第1条～9条（略） 別表（第2条関係）		第1条～9条（略） 別表（第2条関係）	
区分	手数料の額 （1件につき）	摘要	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第1項の規定による飼養の登録、同条第5項の規定による有効期間の更新又は同条第6項の規定による登録票の再交付	3,400円	1通をもって1件とする。	
鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料			
鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	3,400円	1通をもって1件とする。	

登米市基金条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)		(略)	
(21) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	(21) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。
(22) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。		市長が定める額
2・3 (略) 第4条～第9条 (略)		2・3 (略) 第4条～第9条 (略)	

登米市海洋センター条例 新旧対照表

改 正 案		現 行		
第1条 (略) (設置及び名称) 第2条 (略)	第1条 (略) (設置及び名称) 第2条 (略)	2 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
2 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	2 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	名称	施設の種類	位置
登米市迫 B & G 海洋センター	登米市迫 B & G 海洋センター	艇庫	艇庫	登米市迫町北方字天形114番地2
登米市中田 B & G 海洋センター	登米市中田 B & G 海洋センター	体育館	体育館	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地5
		艇庫	艇庫	登米市中田町浅水字嶺鍛冶屋157番地
		プール	プール	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地5
登米市米山 B & G 海洋センター	登米市米山 B & G 海洋センター	体育館	体育館	登米市米山町中津山字清水11番地54
		艇庫	艇庫	登米市米山町字桜岡員待井581番地2
		プール	プール	登米市米山町中津山字清水11番地54
第3条～第13条 (略) 別表 1 (略) 2 (略) (1) (略)	第3条～第13条 (略) 別表 1 (略) 2 (略) (1) (略)	第3条～第13条 (略)		

(2) プール個人使用料	<table><tr><th>施設名称</th><th>利用者</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">登米市中田 B & G 海洋センター</td><td>幼児</td><td>50円</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>100円</td></tr><tr><td>高校生・一般</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">登米市米山 B & G 海洋センター</td><td>幼児</td><td>50円</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>100円</td></tr><tr><td>高校生・一般</td><td>200円</td></tr></table>	施設名称	利用者	使用料	登米市中田 B & G 海洋センター	幼児	50円	小・中学生	100円	高校生・一般	200円	登米市米山 B & G 海洋センター	幼児	50円	小・中学生	100円	高校生・一般	200円
施設名称	利用者	使用料																
登米市中田 B & G 海洋センター	幼児	50円																
	小・中学生	100円																
	高校生・一般	200円																
登米市米山 B & G 海洋センター	幼児	50円																
	小・中学生	100円																
	高校生・一般	200円																

備考

1

使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（正午から午後 5 時まで）、夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）それぞれの金額とする。

2

使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額とする。

3

高校生、小、中学生の夜間使用は、原則として認めない、ただし、成人の責任者同伴であればこの限りでない。

4

幼児は、成人の付添者が必要であり、付添者は、一般料金とする。

5

市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改 正 案				現 行			
第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)				第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)			
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置	保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
登米市老人福祉センター	地域の老人に対し各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図るとともに地域住民の多様な福祉ニーズに応える。	迫老人福祉センター	登米市迫町北方字大洞45番地3 登米市登米町寺池金谷12番地1	登米市老人福祉センター	地域の老人に対し各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図るとともに地域住民の多様な福祉ニーズに応える。	迫老人福祉センター	登米市迫町北方字大洞45番地3 登米市登米町寺池金谷12番地1
		中田老人福祉センター	登米市中田町上沼字西桜場18番地	中田老人福祉センター		中田老人福祉センター	登米市中田町上沼字西桜場18番地
		南方老人福祉センター	登米市南方町本郷大岳37番地	南方老人福祉センター		南方老人福祉センター	登米市南方町本郷大岳37番地
		津山老人福祉センター	登米市津山町柳津字黄牛田高畑36番地5	津山老人福祉センター		津山老人福祉センター	登米市津山町柳津字黄牛田高畑36番地5
		東和地域福祉センター	登米市東和町米川字六反55番1	東和地域福祉センター		東和地域福祉センター	登米市東和町米川字六反55番1
				東和高齢者福祉施設		東和高齢者福祉施設	登米市東和町米谷字新細待井2番地
		石越福祉センター	登米市石越町南郷字新石沢前47番地3	石越福祉センター		石越福祉センター	登米市石越町南郷字新石沢前47番地3
		(略)				(略)	

登米市 デイサ ービス センタ ー	在宅の虚弱老人等 に対して、通所又 は訪問により各種 のサービスを提供 し、日常生活の助 長、社会的孤立感 の解消、身体機能 の保持向上等を図 るとともに、その 家族の身体的、精 神的な負担の軽減 を図る。	迫デイサービステ ンター	登米市迫町北方字大 洞45番地 3
		東和デイサービス センター（米川）	登米市東和町米川字 六反55番 1
		東和デイサービス センター（米谷）	登米市東和町米谷字 新細待井 2 番地
		豊里デイサービス センター	登米市豊里町笑沢15 3番地78
		米山デイサービス センター	登米市米山町西野字 古館廻 8 番地
		石越デイサービス センター	登米市石越町南郷字 新石沢前47番地 3
		南方デイサービス センター	登米市南方町高石 6 番地 8
		津山デイサービス センター	登米市津山町柳津字 平形139番地 1
(略)			
登米市 認知症 高齢者 グルー プホー ム	認知症のため日常 生活を営むのに支 障がある高齢者に 対して、家庭的な 共同生活の場を提 供し、高齢者の福 祉の向上に資する	石越認知症高齢者 グループホームほ ほえみ	登米市石越町南郷字 新石沢前47番地 3
		特別養護老人ホ一	登米市東和町米谷字

別表第2（第8条関係）

1 登米市老人福祉センター・登米市保健福祉センター・登米市高齢者創造館・登米市高齢者コミュニティセンター使用料等

施設区分	施設名称	利用区分	使用料等 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
				冷房	暖房
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	300円	100円	100円
		ステージ	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		会議研修室	200円	100円	100円
		図書室	200円	100円	100円
		機能回復訓練室	200円	—	100円
		健康相談室	200円	—	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		集会室	200円	100円	100円
		会議室	200円	100円	100円
登米市老人福祉センター	登米老人福祉センター	付設作業所	100円	—	100円
		談話ロビー	300円	100円	100円
		青少年研修室	200円	100円	100円

特別養護老人ホーム	を長期間、日常生活の世話をする。	ム東和	新細待井2番地
登米市生活支援ハウス	独立しての生活に不安のある高齢者に対して、介護・住居・地域住民との交流の場を総合的に提供する。	東和生活支援ハウス	登米市東和町米谷字新細待井2番地

別表第2（第8条関係）

1 登米市老人福祉センター・登米市保健福祉センター・登米市高齢者創造館・登米市高齢者コミュニティセンター使用料等

施設区分	施設名称	利用区分	使用料等 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
				冷房	暖房
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	300円	100円	100円
		ステージ	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		会議研修室	200円	100円	100円
		図書室	200円	100円	100円
		機能回復訓練室	200円	—	100円
		健康相談室	200円	—	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		集会室	200円	—	100円
		会議室	200円	100円	100円
登米市老人福祉センター	登米老人福祉センター	付設作業所	100円	—	100円
		談話ロビー	300円	100円	100円
		青少年研修室	200円	100円	100円

ター	福祉団体研修室	200円	100円	100円
	親子ふれあいの 間	400円	100円	100円
	(略)			

備考

1～3 (略)

2 登米市デイサービスセンター使用料等

施設区分	施設名称	使用料等の額
登米市デイサービスセンター	迫デイサービスセンター	介護保険法等関係費用の額

備考 使用料等に区分される介護保険法等関係費用の額とは、次に掲げ

ター	福祉団体研修室	200円	100円	100円
	親子ふれあいの 間	400円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
	(略)			

備考

1～3 (略)

2 登米市デイサービスセンター・登米市認知症高齢者グループホーム・登米市短期入所施設使用料等

施設区分	施設名称	使用料等
登米市デイサービスセンター	迫デイサービスセンター	介護保険法等関係費用の額
	東和デイサービスセンター (米川)	
	東和デイサービスセンター (米谷)	
	豊里デイサービスセンター	
	米山デイサービスセンター	
	石越町デイサービスセンター	
	南方デイサービスセンター	
	津山デイサービスセンター	
登米市認知症高齢者グループホーム	石越認知症高齢者グループホームほえみ	介護保険法等関係費用の額
登米市特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム東和	介護保険法等関係費用の額

備考 使用料等に区分される介護保険法等関係費用の額とは、次に掲げ

るものをいう。 (1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第6項に規定する居宅介護サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、居宅介護サービス費の額とする。</u> (2) <u>法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第4項に規定する介護予防サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、介護予防サービス費の額とする。</u>	るものをいう。 (1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額の10%に相当する額及び法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費の額の10%に相当する額とする。ただし、法第41条第6項に規定する居宅介護サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等及び法第42条の2第6項に規定する地域密着型介護サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等は、居宅介護サービス費の額及び地域密着型介護サービス費の額とする。</u> (2) <u>法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額の10%に相当する額及び法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額の10%に相当する額とする。ただし、法第53条第4項に規定する介護予防サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等及び法第54条の2第6項に規定する地域密着型介護予防サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等は、介護予防サービス費の額及び地域密着型介護予防サービス費の額とする。</u>
(3) <u>身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者で、市長が特に必要と認めるものの使用料等の額は、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額とする。</u> (4) <u>日常生活に要する費用として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められるものの額とする。</u>	(3) <u>身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者で、市長が特に必要と認める者の使用料等は、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額、法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費の額、法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額又は法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額とする。</u> (4) <u>日常生活に要する費用として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められるものの額とする。</u> 3 <u>登米市生活支援ハウス使用料等</u>

施設区分 <u>登米市生活支援ハウス</u>	施設名称 <u>東和生 活支援ハ ウス</u>	<u>A</u>	対象者収入による階層区分 1, 200, 000円以下	使用料等 0円
		<u>B</u>	1, 200, 001円～1, 300, 000円	4, 000円
		<u>C</u>	1, 300, 001円～1, 400, 000円	7, 000円
		<u>D</u>	1, 400, 001円～1, 500, 000円	10, 000円
		<u>E</u>	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円
		<u>F</u>	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円
		<u>G</u>	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円
		<u>H</u>	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円
		<u>I</u>	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円
		<u>J</u>	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円
		<u>K</u>	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円
		<u>L</u>	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円
		<u>M</u>	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円
		<u>N</u>	2, 400, 001円以上	50, 000円
備考 対象者収入とは、施設を利用する年の前年の収入とする。				

登米市乳幼児医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<u>登米市子ども医療費の助成に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、<u>子ども</u>に対する医療機会の確保と子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、<u>子ども</u>に医療費を助成することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、出生から<u>15歳</u>に達する日の属する年度の末日までの者をいう。 2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次に掲げる者をいう。 (1) <u>子どもの父又は母</u>で、その<u>子ども</u>を現に監護しているもの (2) <u>子どもの父又は母以外の者</u>で、その<u>子ども</u>と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの (助成対象者) 第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>子ども</u>とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。 (1)・(2) (略) (助成)	<u>登米市乳幼児医療費の助成に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、<u>乳幼児</u>に対する医療機会の確保と子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、<u>乳幼児</u>に医療費を助成することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>乳幼児</u>」とは、出生から<u>6歳</u>に達する日の属する年度の末日までの者をいう。 2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次に掲げる者をいう。 (1) <u>乳幼児の父又は母</u>で、その<u>乳幼児</u>を現に監護しているもの (2) <u>乳幼児の父又は母以外の者</u>で、その<u>乳幼児</u>と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの (助成対象者) 第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>乳幼児</u>とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>乳幼児の保護者の前年（1月から9月までに乳幼児が受診した場合にあつては、前々年をいう。）の所得（規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。）</u>が、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、当該乳幼児は助成対象者とし</u>ない。ただし、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。 (助成)

<u>第4条 (略)</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、当該助成対象者が登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）又は登米市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）の規定により助成を受ける場合にあつては、前項の一部負担金の額からこれらの条例の規定により助成される額を減じることができる。</u> <u>3 前2項の規定は、保護者が第9条第1項に規定する療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。</u> <u>4 第1項及び第2項の規定は、保護者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後受けた医療に係るものに限るものとする。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める費用については、助成を行うことができるものとする。</u> <u>（受給資格の登録）</u> <u>第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ 受給資格の登録を受けなければならない。</u> <u>2 (略)</u> <u>3 第1項の登録に係る有効期限又は前項の更新の登録に係る有効期限は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 3歳未満の者 3歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで</u> <u>(2) 3歳以上6歳未満の者 6歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで</u> <u>(3) 6歳以上9歳未満の者 9歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで</u> <u>(4) 9歳以上12歳未満の者 12歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで</u>	<u>第4条 (略)</u> <u>2 前項</u> の規定は、保護者が第9条第1項に規定する療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。 <u>3 第1項</u> の規定は、保護者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後受けた医療に係るものに限るものとする。 <u>4 前3項</u>に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める費用については、助成を行うことができるものとする。 <u>（受給資格の登録）</u> <u>第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ市に、受給資格の登録を受けなければならない。</u> <u>2 (略)</u> <u>3 第1項の登録に係る有効期限及び前項の更新の登録に係る有効期限は、3歳に達しない者については、3歳に達する日以降において最初に到来する9月30日までとし、3歳に達している者については、6歳に達する日の属する年度の末日までとする。</u>
---	---

(5) <u>12歳以上の者</u> 15歳に達する日の属する年度の末日まで 4 (略) (所得額の確認) 第6条 市長は、<u>第4条第1項に定める一部負担金の額の審査又は決定</u>と認めるときは、当該保護者及びその者と同一の世帯に属する者又はその者の規則で定める社会保険各法の規定による被保険者の所得の額を課税台帳及びその他公簿等により確認するものとする。 (受給資格者証の交付等) 第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定により登録された保護者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)に対し、<u>受給資格者証</u>を交付するものとする。 2・3 (略) 第8条 (略) (助成の方法) 第9条 市は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を<u>受給資格者</u>に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>受給資格者</u>が医療機関等で一部負担金を支払った場合、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により<u>受給資格者</u>が申請することができないときは、<u>受給資格者</u>に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。 第10条・第11条 (略) (損害賠償との調整) 第12条 市は、<u>療養</u>の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は<u>補填</u>が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。	4 (略) (所得額の確認) 第6条 市長は、<u>第3条第2項に定める所得の額並びに第4条第1項に定める一部負担金の額の審査又は決定</u>するため、当該保護者及びその者と同一の世帯に属する者又はその者の規則で定める社会保険各法の規定による被保険者の所得の額を課税台帳及びその他公簿等により確認するものとする。 (受給資格者証の交付等) 第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された保護者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)に対し、<u>受給資格者証</u>を交付するものとする。 2・3 (略) 第8条 (略) (助成の方法) 第9条 市は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を<u>受給者</u>に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>受給者</u>が医療機関等で一部負担金を支払った場合、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により<u>受給者</u>が申請することができないときは、<u>受給者</u>に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。 第10条・第11条 (略) (損害賠償との調整) 第12条 市は、<u>療養費</u>の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は<u>補てん</u>が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。
---	---

第13条・第14条（略）	第13条・第14条（略）
--------------	--------------

登米市敬老祝金等条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (受給資格) 第2条 祝金は、9月1日現在において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者で、当該年度中に次の年齢に到達する者に支給する。 2 前項の規定にかかわらず、<u>次条第4号に掲げる者</u>については、誕生日をもって受給資格者とする。 (祝金の支給額) 第3条 祝金の支給額は、次に定めるとおりとする。 (1) 満90歳の者 1人 <u>20,000円</u> (2) 満95歳の者 1人 <u>30,000円</u> (3) 満99歳<u>の者</u> 1人 <u>50,000円</u> (4) <u>満100歳の者</u> 1人 <u>100,000円</u> (5) <u>満101歳以上の者</u> 1人 <u>50,000円</u> 第4条～第7条 (略)	第1条 (略) (受給資格) 第2条 祝金は、9月1日現在において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者で、当該年度中に次の年齢に到達する者に支給する。 2 前項の規定にかかわらず<u>満100歳に到達する</u> 者については、誕生日をもって受給資格者とする。 (祝金の支給額) 第3条 祝金の支給額は、次に定めるとおりとする。 (1) 満90歳の者 1人 <u>50,000円</u> (2) 満95歳の者 1人 <u>70,000円</u> (3) 満99歳<u>以上の者</u> 1人 <u>100,000円</u> 第4条～第7条 (略)

登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (保険料率) 第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 35,928円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 53,892円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 53,892円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 64,668円</u> (5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 71,856円</u> (6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 86,220円</u> (7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 93,408円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 107,784円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 122,148円</u> 第5条～第23条 (略) 附 則 1～4 (略) (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 5 <u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間</u> <u>は行わず、同年4月1日から行うものとする。</u>	第1条～第3条 (略) (保険料率) 第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 29,460円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 29,460円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 44,196円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 58,932円</u> (5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 73,656円</u> (6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 88,392円</u> 第5条～第23条 (略) 附 則 1～4 (略)

<u>6</u> 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。 <u>7</u> 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。 <u>8</u> 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。 <u>9</u> (略)	<u>5</u> (略)
--	---------------------

登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行																													
第1条～第4条（略） （消防出張所） 第5条（略） 2 消防出張所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第1条～第4条（略） （消防出張所） 第5条（略） 2 消防出張所の名称及び位置は、次のとおりとする。																													
<table><tr><th colspan="2">名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="5">登米市消防署</td><td>東出張所</td><td>登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2</td></tr><tr><td>西出張所</td><td>登米市南方町堤田 38 番地</td></tr><tr><td>南出張所</td><td>登米市豊里町十丁田 1 番地 3</td></tr><tr><td>北出張所</td><td>登米市石越町南郷字愛宕 81 番地</td></tr><tr><td>津山出張所</td><td>登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1</td></tr></table>		名称		位置	登米市消防署	東出張所	登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2	西出張所	登米市南方町堤田 38 番地	南出張所	登米市豊里町十丁田 1 番地 3	北出張所	登米市石越町南郷字愛宕 81 番地	津山出張所	登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1	<table><tr><th colspan="2">名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="5">登米市消防署</td><td>東出張所</td><td>登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2</td></tr><tr><td>西出張所</td><td>登米市南方町堤田 38 番地</td></tr><tr><td>南出張所</td><td>登米市豊里町十丁田 1 番地 3</td></tr><tr><td>北出張所</td><td>登米市石越町南郷字愛宕 81 番地</td></tr><tr><td>津山出張所</td><td>登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1</td></tr></table>		名称		位置	登米市消防署	東出張所	登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2	西出張所	登米市南方町堤田 38 番地	南出張所	登米市豊里町十丁田 1 番地 3	北出張所	登米市石越町南郷字愛宕 81 番地	津山出張所	登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1
名称		位置																													
登米市消防署	東出張所	登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2																													
	西出張所	登米市南方町堤田 38 番地																													
	南出張所	登米市豊里町十丁田 1 番地 3																													
	北出張所	登米市石越町南郷字愛宕 81 番地																													
	津山出張所	登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1																													
名称		位置																													
登米市消防署	東出張所	登米市東和町米谷字和荷 44 番地 2																													
	西出張所	登米市南方町堤田 38 番地																													
	南出張所	登米市豊里町十丁田 1 番地 3																													
	北出張所	登米市石越町南郷字愛宕 81 番地																													
	津山出張所	登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1																													
第6条（略）		第6条（略）																													

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行																							
第 1 条 (略) (病院事業等の設置)	第 1 条 (略) (病院事業等の設置)																								
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)																								
2 (略)	2 (略)																								
3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。	3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th colspan="2">利用定員数</th></tr><tr><td>登米市立豊里老人保健施設</td><td>登米市豊里町土手下104番地 1</td><td>入所</td><td>75人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>通所</td><td>25人</td></tr></table>	名称	位置	利用定員数		登米市立豊里老人保健施設	登米市豊里町土手下104番地 1	入所	75人			通所	25人	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th colspan="2">利用定員数</th></tr><tr><td>登米市立豊里老人保健施設</td><td>登米市豊里町土手下104番地 1</td><td>入所</td><td>75人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>通所</td><td>20人</td></tr></table>	名称	位置	利用定員数		登米市立豊里老人保健施設	登米市豊里町土手下104番地 1	入所	75人			通所	20人
名称	位置	利用定員数																							
登米市立豊里老人保健施設	登米市豊里町土手下104番地 1	入所	75人																						
		通所	25人																						
名称	位置	利用定員数																							
登米市立豊里老人保健施設	登米市豊里町土手下104番地 1	入所	75人																						
		通所	20人																						
第 3 条～第10条 (略)	第 3 条～第10条 (略)																								

登米市ふるさと応援寄附金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業（以下「寄附事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) ふるさとの歴史的な街並みや<u>文化財の保全及び活用に関する事業</u> (3)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) ふるさとの地域資源を活かした産業振興に関する事業</u> (10) (略) (寄附金の受入れ) 第3条 寄附金の受入れは、規則で定める<u>方法</u>により、随時行うものとする。 2 (略) 第4条～第8条 (略)	第1条 (略) (対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業（以下「寄附事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) ふるさとの歴史的な街並みや<u>建造物の保全及び活用に関する事業</u> (3)～(6) (略) <u>(7) ふるさとの文化財の保護・継承に関する事業</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> (10) (略) (寄附金の受入れ) 第3条 寄附金の受入れは、規則で定める<u>申込書</u>により、随時行うものとする。 2 (略) 第4条～第8条 (略)

登米市こじか園条例 新旧対照表

改正案	現行								
<u>登米市児童発達支援センターこじか園条例</u> (設置) 第1条 障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がいの克服に必要な機能訓練及び生活指導を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>登米市児童発達支援センターこじか園</u>（以下「こじか園」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 こじか園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>登米市児童発達支援センターこじか園</u></td><td>登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2</td></tr></table> （実施事業） 第3条 こじか園は、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援に関する事業 (2) (略) 第4条 (略) (使用料) 第5条 (略) 2 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に関する事業の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額とする。	名称	位置	<u>登米市児童発達支援センターこじか園</u>	登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2	<u>登米市こじか園条例</u> (設置) 第1条 障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がいの克服に必要な機能訓練及び生活指導を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>登米市こじか園</u>（以下「こじか園」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 こじか園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>登米市こじか園</u></td><td>登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2</td></tr></table> （実施事業） 第3条 こじか園は、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス _____に関する事業 (2) (略) 第4条 (略) (使用料) 第5条 (略) 2 児童発達支援及び放課後等デイサービス _____に関する事業の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額とする。	名称	位置	<u>登米市こじか園</u>	登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2
名称	位置								
<u>登米市児童発達支援センターこじか園</u>	登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2								
名称	位置								
<u>登米市こじか園</u>	登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2								

3 (略) 第6条～第13条 (略)	3 (略) 第6条～第13条 (略)
-----------------------	-----------------------